○金融庁財務省告示第四号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年一月法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月三十一日

金融庁
財務省

金融庁長官　三國谷勝範
法務大臣　森　英介
財務大臣　与謝野　馨

「ノーザン　トラスト　カストディ　アイルランド　リミテッド（アイルランド）　ダブリン市　アイルランド　ジョージズ　キー　ハウス　サービシーズ　タウンゼント　ストリート　四十三」

を削り、カセイス　バンク　ドイチュラント　ゲーエムベーハーの項の次に次のように加える。

「ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　メロン　ベルギー王国　ブリュッセル市　リュ　モントワイエ　四十六」

○総務省告示第四百一号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の二第四項の規定に基づき、放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月三十一日

総務大臣　佐藤　勉

第1の2(1)中「放送系の数を制限し」の次に「、さらに、コミュニティ放送については、空中線電力の値を必要最小限のものとすることにより」を加える。

○総務省告示第四百三号

町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、紋別郡上湧別町及び同郡湧別町を廃し、その区域をもって同郡湧別町を設置する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十一年十月五日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年七月三十一日

総務大臣　佐藤　勉

○総務省告示第四百四号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、上水内郡信州新町及び同郡中条村を廃し、その区域を長野市に編入する旨、長野県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十一年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年七月三十一日

総務大臣　佐藤　勉

○総務省告示第四百五号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、近江八幡市及び蒲生郡安土町を廃し、その区域をもって近江八幡市を設置する旨、滋賀県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年七月三十一日

総務大臣　佐藤　勉

○総務省告示第四百六号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、宮崎郡清武町を廃し、その区域を宮崎市に編入する旨、宮崎県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年七月三十一日

総務大臣　佐藤　勉

○総務省告示第四百七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月三十一日

総務大臣　佐藤　勉

一　名　称　平成二十一年度米国自由降下訓練部隊
二　国外派遣期間　平成二十一年八月十五日から平成二十一年九月十二日まで
三　派遣人数（概数）　三十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国ワシントン州及びニューメキシコ州

○総務省告示第四百八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月三十一日

総務大臣　佐藤　勉

一　名　称　平成二十一年度米国実動訓練部隊
二　国外派遣期間　平成二十一年九月八日から平成二十一年九月二十五日まで
三　派遣人数（概数）　三百五十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国ワシントン州

○法務省告示第三百五十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年七月三十一日

法務大臣　森　英介

住所　大阪府和泉市太町41番地30
朴康守　昭和53年1月22日生

朴功守　昭和57年8月10日生

住所　大阪市西淀川区千舟3丁目1番2－507号
康裕汰　昭和44年3月22日生

住所　大阪府八尾市老原1丁目143番地4
崔恭平　昭和59年9月8日生

住所　大阪府豊中市服部元町2丁目4番2－403号
朴亮太　昭和49年8月30日生

住所　東京都葛飾区東水元1丁目6番9号
マリカ・デラ・クルズ・タナカ　平成4年12月18日生

住所　神戸市長田区腕塚町6丁目1番31－304号
李朝美　昭和50年5月9日生

住所　神戸市中央区海岸通4丁目5番6－204号
金玲花　昭和58年9月24日生

住所　神戸市長田区二葉町1丁目2番15号
金敬人　昭和37年7月21日生

金啓志　平成3年2月19日生

金祐加子　平成11年6月19日生

住所　神戸市垂水区旭が丘1丁目8番20号
趙賢志　昭和57年5月16日生

住所　兵庫県豊岡市泉町18番15号
宋祥子　昭和30年11月11日生

金見佳　昭和56年6月29日生

住所　岡山県津山市川崎501番地1
金佐千永　昭和59年4月8日生

住所　群馬県桐生市宮前町1丁目6番17号
姜雪惠　昭和53年3月30日生

住所　岡山県玉野市築港1丁目13番2号
李淑子　昭和32年2月20日生

徐駿平　平成2年1月31日生

徐拓朗　平成4年9月24日生

住所　浜松市天竜区山東3948番地1
姜浩司　昭和48年4月10日生

住所　浜松市天竜区山東3948番地1
姜裕子　昭和50年4月22日生

住所　浜松市天竜区山東4389番地
姜惠司　昭和54年9月21日生

住所　埼玉県新座市野火止2丁目4番16号
許智美　昭和56年9月25日生

住所　東京都江東区北砂1丁目3番2－1308号
姜勝**坤**　昭和46年9月30日生

住所　東京都豊島区高田3丁目20番11号
李和成　昭和55年9月30日生

住所　広島県呉市安浦町内海北2丁目3番10号
蘇永麗　昭和41年9月29日生

蘇衛衛　平成3年3月13日生

住所　神戸市中央区楠町1丁目8番2号
林正子　昭和42年1月21日生

林萬里　昭和45年3月14日生

住所　神戸市須磨区高倉台5丁目12番24号
金壯法　昭和34年10月22日生

住所　神戸市東灘区御影石町4丁目14番9号
金邦洋　昭和36年11月15日生